

亀山市告示第80号

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成17年亀山市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「学童保育所」を「放課後児童クラブ」に改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。